

【フランス】私的録音録画補償金制度の改正

海外立法情報課・服部 有希

* 2011 年 12 月 20 日、著作物の私的な使用を目的とした複製により失われる利益に対する補償金(私的録音録画補償金)に係る規定を改正する法律が制定された。同法により、主に補償金額の決定方法が改正された。

立法の背景

フランスの知的所有権法典では、私的使用を目的とする著作物の複製（以下「私的複製」）が許されている。私的複製とは、公表された著作物の私的使用を目的とする複製であって、集団的使用を意図しないものを指す。例えば、借り出した音楽 CD を CD-R 等に複製して家庭で使用する場合などがこれにあたる。知的所有権法典の規定により、著作者は、原則として私的複製を禁止することができない。このため、著作者は、私的複製がなければ得られた利益を失うことになる。これを補償するために、「私的複製のための補償金 (rémunération pour copie privée)」制度（以下「補償金制度」）が存在する。これは、日本の私的録音録画補償金制度に相当するものである。補償金額は、後述する私的複製委員会 (Commission de la copie privée)（以下「委員会」）が決定しているが、これまで、その補償金額が過度に高額であり、決定方法も実情に即していない点があるとの批判があった。そこで、補償金額の決定方法に関する規定を改正することを目的として、私的複製のための補償金に関する 2011 年 12 月 20 日の法律第 2011-1898 号（注 1）が制定された。

補償金制度の概要

補償金は、CD-R 等の記録媒体（機器に内蔵されるものも含む）の価格に上乗せされている。記録媒体の製造業者又は輸入業者は、この補償金額を、補償金の徴収を行う団体（録音物については「私的録音補償金協会 (Société pour la rémunération de la copie privée sonore : SORECOP)」、録画物については「私的録画補償金協会 (Société pour la rémunération de la copie privée audiovisuelle : Copie France)」）に納める。これらの団体から、著作権者に対して補償金が分配される。

補償金額は、前述のとおり委員会が決定している。委員会は、文化・コミュニケーション省及び経済・財務・産業省の共同管轄下に設置されている。委員会は、全委員の 2 分の 1 を補償金請求権者を代表する団体が指名する者、4 分の 1 を記録媒体の製造業者又は輸入業者の代表者団体が指名する者、4 分の 1 を消費者団体が指名する者で組織する（計 24 名）。委員会は、記録媒体の種類、記録可能時間、記録媒体に施される技術的保護手段（コピーガード技術等）の使用程度を考慮して、補償金額を決定する。また、委員会は、記録媒体の使用実態に関する調査を定期的に行い、その結果

を考慮して決定した補償金額を補償金額表に掲載する。なお、以上の補償金制度の枠組みについては、今回の法律では改正されていない。

補償金制度の改正点

上記の法律第 1 条は、補償金制度の対象を合法的に取得された複製源からの複製により失われる利益に限る規定である。これは、補償金額の決定に際しては、合法的に行われる私的複製及び合法的に取得された複製源から行われる複製のみを考慮すべきであるとしたコンセイユ・デタ（法案等の諮問機関かつ最上級行政裁判所）の 2008 年の指摘に基づく規定である。委員会は、この指摘を受け、複製が許される複製源（ラジオ、テレビ、音楽 CD 等）と複製が許されない複製源（DVD、音楽 CD 以外の CD、P2P 等）を分類していたが、この分類を考慮した補償金額の変更は、これまで実施されていなかった。新规定に基づく具体的な補償金額の決定方法は、法律では定められていないが、今後、記録媒体のうちどの程度が違法な複製に使用されているかという点が調査され、補償金額に反映されるものと推測される。これにより、補償金額は低くなることが予想され、著作権者に分配される補償金も減少することになる。しかし、これまでの補償金額は、高額であるとの指摘もされており（注 2）、この改正により適正な金額になることも期待される。

第 2 条は、補償金額の決定基準に、新たに「記録媒体の用途」を追加するものである。今後、補償金額の決定に際しては、各種の記録媒体が実際にどのような用途で使用されているのかを考慮し、反映させることが求められる。これに伴い、委員会は、記録媒体の用途に関する調査の実施を義務づけられることとなった。ただし、調査が困難な場合（記録媒体が新製品である場合や使用者が少数である場合）には、委員会は、1 年間の暫定措置として、用途を考慮せずに補償金を決定することができる。

第 3 条は、記録媒体の購入時に、購入者に対して補償金額が通知されるように規定するものである。また、補償金制度とその目的に関する説明書も購入者に提示される（説明書をデジタル化して記録媒体の中に組み込むことも可能）。この義務を怠った者に対しては、行政罰として 3,000 ユーロ以下の過料が科される。通知方法等の詳細は、別途施行規則により定められる予定である。

第 4 条は、業務目的で購入される記録媒体を、補償金制度の対象から除外するものである。この規定が適用されるのは、その使用条件から私的複製を目的として使用されることが推定できないものである。業務目的の記録媒体とみなされたものについて徴収された補償金は、事後に製造業者又は輸入業者に返還される。また、補償金をいったん徴収する手間を省くため、製造業者又は輸入業者と徴収団体との間で協定を締結し、業務目的の記録媒体について補償金の徴収を事前に免除することも可能となる。

注

(1) Loi n° 2011-1898 du 20 décembre 2011 relative à la rémunération pour copie privée

(2) Sénat, “Rapport n° 192 déposé le 14 décembre 2011,” p.30.